第三十九条の二第二項中「同項第十六号」を「同項第十九号」に改め、同条第十項中「応じ」を「応じ」に改める。

第三十九条の三第二項中「第六号」を「第七号」に、「ものをいう。以下この条」を「ものをいう。以下この項及び第六項」に改め、同条第三項中「、当該」を「、同項に規定する」に改める。

第三十九条の五第五項中「規定する同号イ又はロのいずれか及びハに掲げる要件を満たす」を「規定する政令で定める」に改め、「で政令で定めるもの」を削り、「が同号イ又はロのいずれか及びハ」を「が同号イからハまで」に改め、同条第六項中「第二十六項第四号及び第二十七項」を「第二十四項第四号及び第二十五項」に、「土地区画整理法による」を「同条第一項第三号イに規定する」に、「係る同法」を「係る土地区画整理法」に、「同法第二条第四項」を「同号イ」に、「法第六十五条の四第一項第三号ロ」を「同号ロ」に、「が土地区画整理法」を「が同法」に改め、同条第七項及び第八項を削り、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項中「第十六項」を「第十四項」に、「第三十項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項を同条第十項とし、同条第十三項から第三十一項までを二項ずつ繰り上げ、同条第三十二項中「第十九項第一号イ⑷」を「第十七項第一号イ⑷」に改め、同項を同条第三十項とする。

第三十九条の七第一項中「第七号」を「第五号」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第四号」を「第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第六号」を「第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第七号」を「第五号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項中「第十四項及び第十七項」を「第十二項及び第十五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項から第十六項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十七項中「第二十四項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項を同条第十六項とし、同条第十九項を同条第十七項とし、同条第二十項を同条第十八項とし、同条第二十一項第一号中「第二十三項及び第二十四項」を「第二十一項及び第二十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第二十四項」を「第二十二項第二号」を「第十八項第二号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項を同条第二十一項とし、同条第二十四項を同条第二十二項とし、同条第二十五項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「第六号」を「第四号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「第六号」を「第四号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「第四十三項」を「第四十一項」に改め、同項第三号及び第五号中「買換資産」を「資産」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「第七号」を「第五号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「第二十五項及び第二十六項」を「第二十三項及び第二十四項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十一項第三号及び第五号中「買換資産」を「資産」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十二項を同条第三十項とし、同条第三十三項を同条第三十一項とし、同条第三十四項を同条第三十二項とし、同条第三十五項第三号及び第五号中「買換資産」を「資産」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十六項中「第七号」を「第五号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十七項を同条第三十五項とし、同条第三十八項を同条第三十六項とし、同条第三十九項中「第三十二項各号」を「第三十項各号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十項を同条第三十八項とし、同条第四十一項から第四十三項までを二項ずつ繰り上げ、同条第四十四項中「第十項の」を「第八項の」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十五項を同条第四十三項とし、同条第四十六項から第四十八項までを二項ずつ繰り上げ、同条第四十九項中「、第六項の基準を定めたとき、同項の規定により地区を指定したとき」を削り、「第九項各号」を「第七項各号」に改め、同項を同条第四十七項とする。

第三章第七節の二を次のように改める。

第七節の二　株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例

第三十九条の十の三　外国法人が、法第六十六条の二の二第一項の株式交付により所有株式（同項に規定する所有株式をいう。以下この項及び第三項第一号において同じ。）の譲渡をし、当該株式交付に係る株式交付親会社（同条第一項に規定する株式交付親会社をいう。以下この条において同じ。）の株式の交付を受けた場合において、その交付を受けた株式交付親会社の株式が恒久的施設管理株式交付親会社株式（当該外国法人の恒久的施設において管理する当該株式交付に係る所有株式に対応してその交付を受けた株式交付親会社の株式をいう。次項において同じ。）以外の株式に該当するときは、当該外国法人の当該株式交付に係る所有株式については、法第六十六条の二の二第一項の規定は、適用しない。

2　恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設管理株式交付親会社株式の全部又は一部につきその交付の時に当該外国法人の本店等（法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等をいう。以下この項において同じ。）に移管する行為その他当該恒久的施設を通じて行う事業に係る資産として管理しなくなる行為を行つた場合には、その行為に係る恒久的施設管理株式交付親会社株式について、その交付の時に当該恒久的施設において管理した後、直ちに当該外国法人の恒久的施設と本店等との間で移転が行われたものとみなして、同号の規定を適用する。

3　法第六十六条の二の二第一項の規定の適用がある場合におけるその適用に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法第六十六条の二の二第一項の規定の適用がある株式交付により交付を受けた当該株式交付に係る株式交付親会社の株式の取得価額は、法人税法施行令第百十九条第一項の規定にかかわらず、当該株式交付により譲渡した所有株式（次号及び第三号において「譲渡株式」という。）のその譲渡の直前の帳簿価額に当該株式交付に係る法第六十六条の二の二第一項に規定する株式交付割合を乗じて計算した金額（当該株式交付親会社の株式の交付を受けるために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）とする。

二　法第六十六条の二の二第一項の規定の適用がある株式交付により交付を受けた当該株式交付に係る株式交付親会社の株式で、その交付の基因となつた譲渡株式が法人税法施行令第百十九条の十二第一号から第三号までに掲げる有価証券とされていたもの（同令第百十九条の二第二項第二号に掲げる株式に該当するものを除く。）は、法人税法第六十一条の三第一項第一号に規定する売買目的有価証券とする。

三　法第六十六条の二の二第一項の規定の適用がある株式交付による譲渡株式の譲渡に係る法人税法第六十一条の十三第一項の規定の適用については、法第六十六条の二の二第一項の規定により当該譲渡に係る法人税法第六十一条の二第一項第一号に掲げる金額とされる金額を当該譲渡に係る同法第六十一条の十三第一項に規定する収益の額とする。

4　株式交付親会社が株式交付により当該株式交付に係る株式交付子会社（法第六十六条の二の二第一項に規定する株式交付子会社をいう。以下この項において同じ。）の株式を取得した場合（当該株式交付により当該株式交付子会社の株主に交付した自己の株式の価額が当該株式交付により当該株主に交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が百分の八十に満たない場合を除く。）における法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該株式交付により当該株式交付子会社の株主から取得した当該株式交付子会社の株式の取得価額は、法人税法施行令第百十九条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（当該株式の取得をするために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）とする。

イ　当該株式交付により当該株式交付子会社の株式を五十人未満の当該株式交付子会社の株主から取得をした場合　当該株主が有していた当該株式の当該取得の直前における帳簿価額（当該株主が公益法人等又は人格のない社団等であり、かつ、当該株式がその収益事業以外の事業に属するものであつた場合には当該株式の価額として当該株式交付親会社の帳簿に記載された金額とし、当該株主が個人である場合には当該個人が有していた当該株式の当該取得の直前における取得価額とする。）に相当する金額